

# NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社

発行 税理士法人森田会計事務所

〒630-8247

奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F

TEL (0742) 22-3578 FAX (0742) 27-1681

## 未成年者対象のジュニアNISA創設 NISAの投資上限額 120 万円に引上げ

2015 年度税制改正においては、投資家のすそ野拡大・成長資金の確保の観点から、ジュニア N I S A を創設するとともに、N I S A (少額投資非課税制度) の年間投資上限額の引上げを行う。家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保することが課題として、若年層への投資のすそ野の拡大等を図る。

ジュニア N I S A は、祖父母や両親が子や孫のために金融機関に専用口座 (未成年者口座) を開設して投資する場合、年間 80 万円の非課税枠を設ける制度で、2016 年 1 月の導入を目指す。対象は日本に住む 0 ~ 19 歳の未成年者で、未成年者口座において管理されている上場株式や株

式投資信託などの売却益や配当が非課税となる。

通算の非課税枠は 400 万円だが、ジュニア N I S A は、その年の 3 月末において 18 歳の年の前年 12 月末までの間は、原則、未成年者口座内の上場株式等を引き出すことはできない。途中で引き出す場合に利益が生じていれば課税され、損失があった場合はなかったものとみなされる。

一方、N I S A の年間投資上限額については、現行の 100 万円から 2016 年分以後は 120 万円に引き上げられる。

この結果、夫婦と子ども 2 人の世帯では、ジュニア N I S A の年間非課税枠 80 万円と合わせて、160 万円 + 240 万円の計 400 万円までの投資で得られる上場株式等の運用益が非課税となる。

## 教育訓練投資、下げ止まりの兆し 他社との差別化追求に不可欠 74%

企業活動の健全な維持・拡大には様々な投資が不可欠である。しかし過去 10 年間、製造業、非製造業ともに減少または横ばいだったのが教育訓練投資だった。厚労省の (独法) 労働政策研究・研修機構のレポートによると教育訓練投資の下げ止まりの兆しが注目されるという。

レポートによると教育訓練投資が、今後は「増加傾向」で推移すると回答した企業の理由 (複数回答) でもっとも多かったのは①「商品・サービスの高付加価値化 (他社との差別化の追求)」で 73.9% にのぼった。これに②「管理職のマネジメント力 (人材育成力) の低下」 (69.6%) が続き、③新規学卒など若年採用の増加 (43.5%) が上位 3 つ。以下、④女性や高齢者、障害者など多様な

労働力の活用 (39.1%) ⑤ (人手不足に伴う) 未熟練・中途採用の増加、および⑥省力化 (生産性向上) の追求 (同率の 34.8%) の順となっている。

これを製造・非製造別にみると、いずれも「管理職のマネジメント力の低下」や「商品・サービスの高付加価値化の追求」が高い。

ただし製造業では「若年採用の増加」や「多様な労働力の活用」等が、非製造業では「省力化」や「未熟練・中途採用の増加」等が多くなっている点で、違いが明確だ。団塊世代の大量退職で熟練者不足の顕在化が新卒採用を増やし人材不足対策と景気回復への乗り遅れへの心理的な焦りも助長しているのではないかと推察される。